天 理 市 農 業 委 員 会　議 事 録

・日　　時　　　令和５年７月７日（金）午後２時00分～午後２時27分

・場　　所　　　天理市役所　５階　５３３Ａ会議室

・出席委員

　（農業委員）

１番　　田中　秀佶　　　　　　　　　３番　　中嶋喜代次　　　　　　　　　４番　　榎堀　秀樹　　　　　　　　　５番　　藪内　清光　　　　　　　　　６番　　藏本　純次　　　　　　　　　７番　　𠮷田　幸雄　　　　　　　　　８番　　川畑　　稔　　　　　　　　　９番　　龍見　喜朗

10番　 松井　義憲　　　　　　　　（２番　　欠員　　　）

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　山原　　修　　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏

前栽地区　　庄司　茂治　　　　　　井戸堂地区　　松本　和成

二階堂地区　　松本　淸一　　　　　朝和西部地区　　野田　潤一

朝和東部地区　　南浦　康男　　　　　　　柳本地区　　杉田　義正

　　櫟本地区　　奥出　善嗣　　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦

・事務局職員他

事務局長　　奥田　　彰　 　　　　　　　係長　　德永　佳代

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第４条に関する許可申請について

議案第３号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第４号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第５号　　農用地利用集積等促進計画案について

議案第６号　　その他

①市街化区域の専決処分について（報告）

　　　　　　　②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

事務局長（奥田彰）

委員の皆様、定刻の時間となりましたので始めさせていただきます。

本日は現在の農業委員、推進委員さんが集まる最後の委員会となりました。何かとお忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今より７月定例委員会を開催いたします。

　本日、出席の農業委員は９名で、委員会は成立しております。

　次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行をお願いいたします。

議長（松井義憲）

皆さん、こんにちは。我々の任期期間の最後の会合になりました。長い間、ご協力

いただきありがとうございます。辞められる方も、これからの天理市の農業振興のた

め、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

引き続き、委員で継続の方につきましては、これからも委員会の運営にご協力をい

ただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

　それでは、議事に入っていきたいと思います。

まず、７月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させて

いただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　ご同意いただきましたので、５番　藪内委員と、６番　藏本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（松井義憲）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」３件について説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、耕作地の拡張を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の２ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番表記のとおりです。

２番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転　贈与です。

場所の地図は、議案書の２ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は２番表記のとおりです。

３番申請は、小作地を買取ることを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の３ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

以上、３件の申請は農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に

必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当し

ないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

ご承認いただきましたので、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第４条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第２号　農地法第４条に関する許可申請３件について説明させていただきます。

議案書４ページをご参照願います。申請につきまして、令和５年７月３日に、榎堀

委員と共に農地現地調査を行いました。

資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請の転用目的は、進入路及び青空駐車場です。

申請者及び申請地は１番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、第１種農地ですが、農業用施設と一体利用し、既存施設の拡張という第１種農地の例外事項に該当し、転用可能と考えます。また、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第４条第２項各号にも該当しないため、転用に問題ないと考えます。

　２番申請の転用目的は、仮設道路で、３年間の一時転用です。資料番号２の農地現地調査表も併せてご覧ください。

申請者及び申請地は２番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号２のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、第１種農地ですが、仮設工作物の設置等一時的な利用という第１種農地の例外事項に該当し、転用可能と考えます。また、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第４条第２項各号にも該当しないため、転用に問題ないと考えます。

３番申請の転用目的は、農家住宅及び道路です。資料番号３の農地現地調査表も併せてご覧ください。申請者及び申請地は３番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号３のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、道路、上下水道の整備された沿道の区域で、学校などの施設が500ｍ以内に存する区域にある第３種農地であり、許可要件を満たしております。また、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第４条第２項各号にも該当しないため、転用に問題ないと考えます。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農地法第４条に関する許可申請について、ご承認いただきましたので、申請内容のとおり県へ進達いたします。

次に、議案第３号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第３号　農地法第５条に関する許可申請２件について説明させていただきます。議案書５ページをご参照願います。

１番申請は、先ほど農地法第４条転用で説明させていただきました、仮設道路で賃貸借権の設定です。

申請者及び申請地は１番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号２のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、第１種農地ですが、仮設工作物の設置等一時的な利用という第１種農地の例外事項に該当し、転用可能と考えます。

また、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、転用に問題ないと考えます。

２番申請は、先ほど農地法第４条転用で説明させていただきました、農家住宅及び

道路と同一内容で、親子間の使用貸借権の設定です。

申請者及び申請地は２番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号３のとおりとなっております。当該申請地の農地区分は、道路、上下水道の整備された沿道の区域で、学校などの施設が500ｍ以内に存する区域にある第３種農地であり、許可要件を満たしております。また、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、転用に問題ないと考えます。

議長（松井義憲）

ただ今、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは農地法第５条に関する許可申請についてご承認いただきましたので、申請内容のとおり県へ進達いたします。

次に、議案第４号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」

事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第４号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画４件について説明いたします。議案書６ページをご覧ください。

１件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、畑・水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。

２件目から４件目までは、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、畑として利用する使用貸借で、新規集積となります。

以上でございます。

議長（松井義憲）

ただ今、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

次に、議案第５号「農用地利用集積等促進計画案」について事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第５号　農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。議案書７ページから10ページをご覧ください。

本促進計画案は、「なら担い手・農地サポートセンター」に登録されている農地を、受け手として登録された耕作者に配分するものであります。

土地所有者はそれぞれ既にサポートセンターに貸出しており、この度はサポートセンターから受け手の耕作者に貸付ける設定をするものであります。

耕作者や設定する農地は、議案書に表記のとおりで、いずれも水田として利用する使用貸借です。以上でございます。

議長（松井義憲）

ただ今、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農用地利用集積等促進計画案をご承認いただきましたので、その旨を市長に回答いたします。

次に、議案第６号　その他①　６月分「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います

事務局係長（德永佳代）

議案第６号　その他①　６月分の市街化区域転用の届出についてご報告いたします。

資料番号４をご参照ください。

令和５年６月分の市街化区域 転用届出といたしまして、５条届出は、青空駐車場

１件　774㎡と、宅地・青空駐車場・道路　１件　998㎡でした。

市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、報告のありました「６月分市街化区域の専決処分について」何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

　次に、議案第６号　その他②「生産緑地地区の取得の斡旋依頼について」事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代）

　議案第６号　その他②　生産緑地地区の取得の斡旋依頼についてご説明させていただきます。前月に続きまして、天理市より農業委員会に生産緑地農地の取得の斡旋依頼がまいりました。クリップ止めの資料が４件４筆の買取り申出となっております。それぞれ農地の所在地等と場所の地図をつけておりますのでご確認ください。

買取り希望される方がおられましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

なお、回答期限の都合上、７月18日（火）までに農業委員会事務局までご連絡いた

だきますようお願いいたします。

買取り希望がない場合は連絡不要とさせていただきます。以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま報告のありました、生産緑地地区の取得の斡旋依頼について、何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、買取り申し出の希望があるようでございましたら、令和５年７月18日ま

でに事務局に申し出てください。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田彰）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・改選後の農業委員の任命式（辞令交付式）及び総会の日程について

　・親睦会費の精算について

議長（松井義憲）

それではこれをもちまして７月の定例委員会を閉会させていただきます。

　本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ５年　７月　10日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員